

金ケ崎町大型免許取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、大型自動車免許の取得促進に取り組む町内事業者を支援することで、地域の物流を担う大型トラックドライバーを確保することを目的として、町内事業者に対し、予算の範囲内で金ケ崎町大型免許取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内事業者 金ケ崎町内に事業所又は事務所を有する、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業者
- (2) 大型免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第1項に規定する第1種免許のうち、大型免許をいう。
- (3) 常用労働者 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 補助金の交付申請時から大型免許取得時まで、継続して期間の定めのない契約により雇用されている者
 - イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）に規定する短時間労働者の対象とならない労働者
 - ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく派遣労働者として雇用された者でないこと。
 - エ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する雇用保険の被保険者として雇用されている者であること。
 - オ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項に規定する厚生年金保険の被保険者として雇用されている者であること。
 - カ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条に規定する厚生年金保険の被保険者として雇用されている者であること。

(交付の対象)

第3 補助金の交付の対象となる町内事業者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。ただし、町長が適当でないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 町税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっていないもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないもの。

(補助金の交付)

第4 町長は対象者に対し、その雇用する新たに大型免許を取得した常用労働者1人につき10万円を予算の範囲内において補助金として交付する。

(交付申請)

第5 規則第4条に規定する申請は、補助金の交付を受けようとする対象者が金ケ崎町大型免許取得支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 対象者の登記事項証明書
- (2) 対象者に係る納税証明書
- (3) 補助金の対象となる常用労働者就労証明書
- (4) 補助金の対象となる常用労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (5) 補助金の対象となる常用労働者の運転免許証の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出は、常用雇用者が大型免許を取得する日の属する年度の3月31日までとする。

(交付又は不交付の決定等)

第6 町長は、交付申請書の提出があったときは、申請内容を審査のうえ、補助金の交付又は不交付を決定し、様式第2号により申請者(申請を行った対象者をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7 申請を行った後、申請内容について変更が生じたときは、申請者は遅滞なく必要書

類を添えて金ヶ崎町大型免許取得支援補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 やむを得ない事情により補助事業の廃止を行う場合は、補助事業廃止承認申請書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(変更決定)

第8 町長は、第7の規定による変更の申請があったときは、申請内容を審査のうえ、変更の承認をするか否かを決定し、書面により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9 対象者は、事業完了後30日以内又は各事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、金ヶ崎町大型免許取得支援補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 補助金の対象となる常用労働者の就労証明書
- (2) 補助金の対象となる常用労働者の運転免許証写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10 補助金の額の確定の通知は、様式第6号により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11 補助金の額の確定の通知を受けた対象者が補助金の支払の請求をしようとするときは、金ヶ崎町大型免許取得支援補助金交付請求書(様式第7号)を提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第12 町長は、補助金の交付を受けた対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の取消しを行うものとする。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し補助金の返還を求めるものとする。

3 補助事業者は前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に

定める。